

ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>（特別休暇） 第14条（略）</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>（1）～（21）（略）</p> <p><u>（22）職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間</u></p>	<p>（特別休暇） 第14条（略）</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>（1）～（21）（略）</p>

ふじみ野市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項又は<u>ふじみ野市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和4年ふじみ野市条例第 号)第10条第1項の規定により</u>任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>勤務日の日数及</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次の各号のい</u></p>

び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)とする。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第14条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

れにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員